

障害のある方などのための駐車スペースの適正利用にご協力をお願いします。

兵庫ゆずりあい駐車場制度



障害のある方などのための駐車スペースを
適正にご利用いただくため
兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を 譲りあい感謝マーク
交付する制度です。

対象となる駐車施設

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画です。なお、本県で交付した利用証は、他府県での同様制度の駐車施設でもご利用いただけます。

(県内の対象施設は県のホームページでご覧いただけます。)

※ 県内の兵庫ゆずりあい駐車場の利用に関しては、「駐車禁止除外指定車標章」(公安委員会発行)を利用証として活用可能です。

利用証の交付対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な方です。

※ 詳しくは、裏面の『交付対象者』をご覧ください。

利用証の申し込み

申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口(裏面記載)にご提出ください。

※ 詳しくは、裏面の『利用証の申請手続き』をご覧ください。



【案内標示】



【駐車場での設置例】



【利用証】

制度の基本となるのは、一人ひとりのゆずりあいの心です。
必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

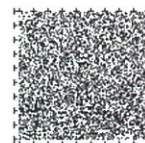
兵庫県 福祉部 ユニバーサル推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話 078-362-4379 / FAX 078-362-9040

E-mail universal@pref.hyogo.lg.jp

HP <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>



音声コード